

平成21年第2回砂川市議会定例会

平成21年6月8日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 9号 社会経済委員会報告
(陳情第1号 道道砂川奈井江美唄線「東豊沼地区」の交通安全対策に関する陳情)
- 日程第 6 報告第 1号 線越明許費の線越しについて
報告第 2号 継続費の通次線越しについて
- 日程第 7 議案第 2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
小黑 弘議員
武田 圭介議員
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
自 6月 8日
至 6月10日 3日間
- 日程第 3 主要行政報告

- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 9号 社会経済委員会報告
 (陳情第 1号 道道砂川奈井江美唄線「東豊沼地区」の交通安全対策に関する陳情)
- 日程第 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
 報告第 2号 継続費の逡次繰越しについて
- 日程第 7 議案第 2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 3号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
 [予算審査特別委員会]

○出席議員(14名)

議長 北谷文夫君	副議長 東英男君
議員 矢野裕司君	議員 武田圭介君
増田吉章君	飯澤明彦君
中江清美君	吉浦やす子君
一ノ瀬弘昭君	尾崎静夫君
土田政己君	辻 勲君
小黒弘君	沢田広志君

○欠席議員(0名)

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院長	小熊豊
総務部長 兼 会計管理者	善岡雅文
市民部長	井上克也

経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 技 監	中 村 俊 夫
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	善 岡 雅 文
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	角 丸 誠 一
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
庶 務 係 長	佐 々 木 純 人
議 事 係 長	石 川 早 苗

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成21年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、小黑弘議員及び武田圭介議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、第85回全国市議会議長会の定期総会において同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れることをお許し願いたいと思います。

○議会事務局長 角丸誠一君 今回表彰されました方のお名前を申し上げますので、質問席の前までお進み願います。

一般表彰、議員30年以上、北谷文夫君議員、議員10年以上、矢野裕司議員、中江清美議員、辻勲議員、前へお進み願います。

なお、北谷議長につきましては、第85回全国市議会議長会定期総会の席上で受領されておりますので、報告のみとさせていただきます。

〔表彰伝達〕

以上で表彰の伝達を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月10日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） おはようございます。平成21年第1回定例市議会以降における主要行政についてご報告を申し上げます。

最初に、2ページでございますけれども、総務部広報広聴課の関係では、3点目の移住定住促進事業の取り組みについて、4月の13日、第1回すながわ移住定住促進協議会を開催をし、お話し暮らしの実施などを盛り込んだ本年度の事業計画を協議し、承認されたところであります。

次、4点目の砂川市第6期総合計画の策定に向けた取り組みについて、5月の25日、第1回砂川市総合計画審議会を開催をし、会長及び副会長の選出後、砂川市第6期総合計画の策定について諮問を行い、その後総合計画の策定方針、市民意識調査の実施などを協議をし、承認されたところであります。

また、第5期総合計画を検証する目的で行いました施策評価を終えましたことから、平成23年度以降に予定している事務事業の調査を開始をいたしました。

次に、6ページの市民部市民生活課の関係では、9点目の交通安全の推進について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、4月の9日、市役所部課長会53名による旗の波街頭啓発を行ったところであります。

次に、7ページの社会福祉課の関係で、3点目の学童保育所入所状況について、5月1日現在の入所状況は4カ所合計で通年利用者119名、短期利用者46名、総数165名が入所登録をされているところであります。

次に、11ページの経済部商工労働観光課の関係では、6点目の砂川市中心市街地活性化協議会について、3月の24日、第10回目の協議会が開催され、中小企業基盤整備機構北海道支部より昨年の11月1日にかけて実施されました中心市街地商業活性化診断・サポート事業C型を活用した市民ニーズ調査の結果が報告されたところであります。

次、7点目の定額給付金について、3月16日、景気後退下での住民への生活支援、さらには地域経済の活性化を目的として国から事業費の全額が交付され、定額給付金の申請受け付け事務を開始し、5月の18日までに給付対象9,184世帯のうち8,543世帯、率にして93.02%の世帯へ給付を終えたところであります。

次に、12ページの農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、気候は比較的高温多湿であり、多少降雨不足であるものの、各農産物はおおむね順調に生育しているところであります。

次に、7点目の鳥獣害防止総合支援事業について、4月6日、砂川市鳥獣被害防止計画を策定するとともに、同計画に基づく砂川市有害鳥獣対策連絡協議会を立ち上げるとともに、本年度の実施計画を国に申請をし、5月8日付で事業計画が承認されたところであります。

次に、16ページの建設部建築住宅課の関係では、9点目のすながわハートフル住まい

る助成金について、それぞれ3つの事業における交付状況を掲載してございますが、(2)のまちなか住まいる等住宅建設または購入助成につきましては5件で202万6,000円となっているところであります。

次に、19ページの市立病院の関係では、2点目の改築工事の発注状況について、昨年発注した改築工事の進捗率につきましては19.84%となっているところであります。

次、20ページの4点目の平成21年度附属看護専門学校の入学生状況について、受験者103名のうち一般入学試験合格者30名、推薦入学試験合格者9名中35名の学生が4月8日に入学いたしました。したがって、本年度当初の各学年の在籍状況は、1年生35名、2年生35名、3年生34名となり、総数104名となったところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 四反田孝治君 (登壇) おはようございます。前定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。

初めに、学務課所管であります。1点目の学校の現況について申し上げます。5月1日付の学校基本調査による現況は、対前年比較で学級数において1学級減の67学級、児童生徒数につきましては4名減の1,425名、教職員数は3名減の118名となっております。

2点目の平成21年度全国学力・学習状況調査の実施状況であります。4月21日、小学6年生146名、中学3年生148名が受験したところであります。

次に、2ページ、社会教育課所管につきまして申し上げます。3点目の春のあいさつ運動強調週間についてであります。5月19日から22日までの4日間、市内小中高の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブ、砂川市民生児童委員協議会、砂川市子ども会育成団体連絡協議会、砂川ロータリークラブの皆さんなど40団体のご協力をいただき、実施したところであります。

次に、3ページ、交流センター交流推進課所管につきまして申し上げます。地域交流センターの利用状況につきましては、4月、5月の施設利用は423件、9,725名であり、対前年比較で85件、3,210名の増となっている状況であります。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 報告第9号 社会経済委員会報告

○議長 北谷文夫君 日程第5、報告第9号 社会経済委員会報告を議題とします。

社会経済委員長の報告を求めます。

社会経済委員長。

○社会経済委員長 中江清美君（登壇） おはようございます。社会経済委員会の報告をいたします。

社会経済委員会に付託を受けております調査4、建設行政及び下水道事業についての中で、平成21年4月22日に参考配付されました陳情第1号 道道砂川奈井江美唄線「東豊沼地区」の交通安全対策に関する陳情についての審査報告を申し上げます。

当委員会で現地調査を含め慎重に審査を行った結果、地域住民の交通安全対策として歩道整備は急務であるが、道道整備は北海道の事業であるところから、これらを考慮し、趣旨採択とすることに決定しました。

以上で陳情第1号の審査報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第9号の報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 継続費の逡次繰越しについて

○議長 北谷文夫君 日程第6、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 継続費の逡次繰越しについての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告をいたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰越明許費を繰り越しいたしましたので、地方自治法第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成20年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費の地域活性化・生活対策事業については、全額記載のとおり国庫支出金、一般財源合わせて繰り越しをするもので、3款民生費、2項児童福祉費の子育て応援特別手当支給事業及び7款商工費、1項商工費の定額給付金給付事業については国庫支出金について記載のとおり繰り越しをするものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 報告第2号 継続費の逡次繰越しについてご報告申し上げます。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費を繰り越したもので、同規定により報告するものであります。

平成20年度砂川市病院事業会計継続費繰越計算書により、ご説明いたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名は改築事業で、継続費の総額は143億1,824万9,000円であります。継続費の平成20年度予算計上額は4億6,356万3,000円ですが、工事、入札等により建設費に執行残が生じ、支払い義務発生額が4億3,686万7,000円となったため、残額の2,669万6,000円を翌年度の平成21年度へ逐次繰り越すもので、財源内訳といたしましては企業債で2,660万円、損益勘定留保資金で9万6,000円を予定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号及び第2号の報告を終わります。

◎日程第7 議案第2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第7、議案第2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算の3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 私のほうから議案第2号及び議案第3号についてご説明いたします。

初めに、議案第2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が公布されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定等の事務にかかわる手数料について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、長期優良住宅とは、環境負荷の低減などを図るため、住宅の構造、設備について耐久性、耐震性、省エネルギー性、維持管理の容易性などの性能を備え、長期にわたり使

用するための措置が講じられた住宅であり、法令に定める基準を満たし、長期優良住宅と認定された場合は、住宅ローン減税等、一般の住宅よりもさらに税の優遇措置が講じられることとなるものであります。

改正の内容につきましては、附属説明資料の新旧対照表によりご説明いたしますので、5ページをお開きいただきたいと思います。左が現行、右が改正後となっております。

別表第2（第2条関係）に、長期優良住宅の認定等にかかわる手数料を加える改正であります。（29）の項は、長期優良住宅建築等計画認定申請にかかわる手数料であり、手数料徴収の根拠条項は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項、第2項及び第3項であります。アは、当該計画の認定に当たり、（ア）から（ウ）に定める戸数区分に応じた手数料額を認定を受けようとする住宅の総数で除した額を1戸当たりの手数料額と定めるものであり、以下この項及び次項において100円未満の端数は切り捨てるものであります。イは、砂川市への認定申請の前に住宅の品質確保の促進等に関する法律に定められている登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合の手数料であり、（ア）から（ウ）に定める戸数区分に応じた手数料額を認定を受けようとする住宅の総数で除した額を1戸当たりの手数料額とするものであります。ウは、認定申請にあわせて建築確認申請の申し出をした場合及び当該申し出に伴い構造計算適合性判定に準じた判定を行う場合は、それぞれこの条例に定めるところの手数料の額を加算した額とするものであります。

（30）の項は、計画変更の認定にかかわる手数料であり、根拠条項は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項であります。アは、工事の着手予定時期、完了の予定時期、または譲り受け人の決定の予定時期の変更のみの場合の手数料を1,000円とするものであります。イは、アに定めるもの以外の変更についての手数料を定めるものであり、当該計画の変更認定に当たり、（ア）から（ウ）に定める戸数区分に応じた手数料額を変更認定を受けようとする住宅の総数で除した額を1戸当たりの手数料額とするものであります。ウは、砂川市への変更認定申請の前に登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合、または長期使用構造等に変更がない場合の手数料であり、（ア）から（ウ）の戸数区分に応じた手数料額を変更認定を受けようとする住宅の総数で除した額を1戸当たりの手数料額とするものであります。エは、変更認定申請にあわせて建築確認の計画変更申請の申し出をした場合及び構造計算適合性判定に準じた判定を行う場合にあっては、それぞれこの条例に定めるところの手数料の額を加算した額とするものであります。

（31）の項は、譲り受け人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料であり、根拠条項は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項で、手数料の額を1,800円と定めるものであり、（32）の項は長期優良住宅建築等計画認定地位継承承認申請手数料であり、根拠条項は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条、手数料の額を1,800円と定めるものであります。

また、（２９）の項につきましては、２９を３３に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第３号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市営住宅及び改良住宅について暴力団員の入居の制限等を行うことにより、入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

この暴力団員の公営住宅への入居の制限につきましては、平成１９年４月、東京都町田市都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことなど、公営住宅における暴力団員の不法、不当行為などが全国的に発生していることを受け、同年６月１日付で公営住宅における暴力団排除についての基本指針が国土交通省より示されたところであり、これを機に公営住宅から暴力団員を排除する取り組みが道内を含め全国的に進んでいる状況にあります。このことから、砂川市においてもこれらの動きと歩調を合わせ、公営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保を図るため、砂川警察署との連携協力の強化を図り、市営住宅及び改良住宅から暴力団員を排除しようとするものであります。

改正の内容につきましては、附属説明資料、新旧対照表によりご説明を行いますので、５ページをお開きいただきたいと存じます。表の左側が現行、右側が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

目次の改正は、第７章、雑則に１条を加えるため、第７０条を第７１条に改めるものであります。

第６条は、市営住宅の入居者の資格についての規定であり、第５号として、その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないことの規定を加え、新たに市営住宅に入居しようとする世帯の中に暴力団員がいるときは入居を決定しないこととするものであります。

第１３条は、同居の承認についての規定であり、第２項として、市長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をすることはできないとの規定を加え、入居後において新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは同居を認めないこととするものであります。

第１４条は、入居の承継についての規定であり、第２項として、市長は、前項の規定により承認を得ようとする者又は承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、同項の承認をすることはできないとの規定を加え、入居名義人の死亡などにより入居の権利を承継しようとする者、またはその同居者が暴力団員であるときは承継を認めないこととするものであります。

第38条は、市営住宅の明け渡し請求についての規定であり、第13条及び第14条の改正に伴い、引用条項を改正するものであります。

第40条は、改良住宅の入居者資格等についての規定であり、第2項に第4号として、その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないことの規定を加え、改良住宅に新たに入居しようとする世帯の中に暴力団員がいるときは入居を決定しないこととするものであります。

第54条は、中堅所得者等に供する市営住宅の入居者資格についての規定であり、第3号として、同じくその者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないことの規定を加えるものであります。

第58条は、駐車場の使用者の資格についての規定であり、第5号として、入居者又は同居者が暴力団員でないことの規定を加え、新たに駐車場を使用しようとする者の世帯の中に暴力団員がいるときは使用を許可しないこととするものであります。

第68条は、警察署長の意見の聴取の規定を加えるものであり、第1項は、第1号から第4号までに規定する入居者の決定をする場合、同居の承認をする場合、入居の承継の承認をする場合、または駐車場の使用決定をする場合には、それぞれ各号に定める入居者または同居者が暴力団員であるかどうかについて警察署長に意見を聞くことができるとする規定であります。

第2項は、市長は、市営住宅または改良住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長に意見を聞くことができるとする規定であります。

また、警察署長の意見の聴取を第68条として加えるため、第68条を第69条に、第69条を第70条に、第70条を第71条にそれぞれ1条ずつ繰り下げるものであります。

附則として、この条例は、平成21年7月1日から施行し、同日以降に入居の決定、同居の承認、入居の承継の承認及び駐車場の使用の決定をするものから適用するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,879万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億1,625万1,000円とするものでございます。

初めに、14ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、障害者自立支援制度円滑化に要する経費47万3,000円の補正は、

平成21年4月から障害者福祉サービスの報酬改定が行われ、基本報酬の算定方法や加算項目等が見直されたため、これに対応するための障害者福祉システム改修委託料で、全額国費で行うものであります。

次に、16ページ、5款労働費、1項1目労働諸費で一つ丸、シルバー人材センターに要する経費10万円の補正は、全国シルバー人材センター事業協会及び北海道シルバー人材センター連合会に対する賛助会費であります。同じく二重丸、ふるさと雇用再生特別対策推進事業に要する経費266万1,000円の補正は、雇用、失業情勢の厳しい地域において地域の実情や創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために地域求職者等を雇い入れて雇用創出を図るふるさと雇用再生特別対策推進事業として、高齢者でも栽培可能な労働力の少ない作物を調査して試験栽培と栽培技術の研究を進め、栽培された農産物を地元菓子産業、飲食業界などで利用し、農商工の連携を図るとともに、販路開拓のための調査研究を行うための農産物調査研究等委託料であります。内訳として、新規雇用1名分9カ月の人件費、試験圃の整備、苗木代等の諸経費などあります。

次に、18ページ、7款1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費75万円の補正は、中小企業等振興条例に基づく商店街店舗整備事業及び人材の育成事業に対する助成で、空き店舗店内改装費助成として西2条南1丁目1番2号、ラーメン虎の店の店内改装に係る対象経費の30%助成及び株式会社ホリの従業員11名分の中小企業大学校受講料の100%助成に係る経費であります。

次に、20ページ、10款教育費、2項1目学校管理費及び3項1目学校管理費で二重丸、学校耐震化に要する経費の893万6,000円及び587万円の補正は、昭和56年以前に建設された砂川小学校、空知太小学校の校舎及び石山中学校の校舎、体育館について耐震診断を実施した結果、建築物の耐震性能を数値化したI_s値が基準を下回ったことから、耐震改修工事を実施するための実施設計委託料であり、国土交通省の3分の1の補助で行うものであります。

なお、実施設計については約5カ月ほどかかり、改修工事はI_s値が0.3未満の場合は3分の2補助となりますが、さらにこの補助裏には国の第1次補正予算で地域活性化・公共投資臨時交付金の対象となり、この交付金が平成21年度限りの措置とされており、また翌年度に繰り越して使える繰越明許が認められるとされていることから、遅くとも3月議会には耐震に係る改修工事費と耐震の補助を活用しながら大規模改修についての予算も計上を予定したいと考えているところでございます。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明をいたします。

14款国庫支出金536万6,000円の補正は、耐震改修実施設計に係る3分の1の補助金及び障害者福祉システム改修に係る10割補助であります。

15款道支出金266万1,000円の補正は、ふるさと雇用再生特別対策推進事業にかかわる10割補助であります。

18款繰入金は、1,076万3,000円の増となりますが、これは財政調整基金で財源調整するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号及び第3号の一括総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号及び第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております3議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前10時40分